

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年4月18日(2024.4.18)

【公開番号】特開2023-165890(P2023-165890A)

【公開日】令和5年11月17日(2023.11.17)

【年通号数】公開公報(特許)2023-217

【出願番号】特願2023-164719(P2023-164719)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 6 A

A 6 3 F 7/02 3 2 4 E

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月10日(2024.4.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の入球口と、その第1の入球口よりも遊技領域の下流側に配設される第2の入球口とを備えた遊技機において、

前記第1の入球口に入球されず流下する遊技球が流下可能な経路を形成する経路形成手段と、
前記遊技領域が正面側に形成される遊技盤と、

その遊技盤の正面側へ突出可能かつ正面側から退避可能に形成される板状の案内部材とを備え、

前記経路形成手段は、前記第1の入球口に入球されずに流下する遊技球を受け入れる受入部と、その受入部から流入された遊技球を前記経路形成手段から流出させる流出部とを備え、光透過性材料から形成され、

前記経路形成手段を流下する遊技球は、前記遊技盤の正面側へ突出された前記案内部材によって案内され、前記流出部から流出されて前記第2の入球口に入球可能とされ、

正面視における前記案内部材の重力方向下方において、特定の入球領域の少なくとも一部が前記案内部材の少なくとも一部と重なるように形成されることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

この目的を達成するために請求項1記載の遊技機は、第1の入球口と、その第1の入球口よりも遊技領域の下流側に配設される第2の入球口とを備えたものであり、前記第1の入球口に入球されず流下する遊技球が流下可能な経路を形成する経路形成手段と、前記遊技領域が正面側に形成される遊技盤と、その遊技盤の正面側へ突出可能かつ正面側から退避可能に形成される板状の案内部材とを備え、前記経路形成手段は、前記第1の入球口に入球されずに流下する遊技球を受け入れる受入部と、その受入部から流入された遊技球を前記経路形成手段から流出させる流出部とを備え、光透過性材料から形成され、前記経路

50

形成手段を流下する遊技球は、前記遊技盤の正面側へ突出された前記案内部材によって案内され、前記流出部から流出されて前記第2の入球口に入球可能とされ、正面視における前記案内部材の重力方向下方において、特定の入球領域の少なくとも一部が前記案内部材の少なくとも一部と重なるように形成される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 4 3 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 4 3 0】

10

一方、図87(b)示すように、可変入賞装置650が駆動された(可変板がスライド変位された)状態では、可変入賞装置650の可変板652がベース板630の中央凹部632よりも正面側に突出した状態とされる。よって、連結孔632bから排出される遊技球は、可変板652の上面に送球される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 9 4 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 9 4 3】

20

1 0	パチンコ機(遊技機)
1 3	遊技盤
2 6	左始動入賞口(第1の入球口)
2 7	右始動入賞口(第1の入球口)
<u>7 1</u>	<u>アウト口(特定の入球領域)</u>
<u>6 3 0 , 1 1 6 3 0</u>	<u>ベース板(経路形成手段)</u>
<u>6 3 1 b</u>	第2貫通孔(受入部)
6 3 2 a	貫通孔(第2の入球口)
<u>6 3 2 b , 1 1 6 3 2 b</u>	連結孔(流出部)
6 3 3 b	第2貫通孔(受入部)
<u>6 4 0 , 1 1 6 4 0</u>	<u>経路部材(経路形成手段)</u>
<u>6 5 2 , 1 1 6 5 2</u>	可変板(案内部材)

30

40

50